千葉市美浜区選挙管理委員会告示第９号

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第４９条の２第４項の規定により読み替えて適用される同法第４８条の２第１項の規定により次のとおり期日前投票所を指定した。

令和７年７月３日

千葉市美浜区選挙管理委員会委員長　久　保　田　寅　英

指定する期日前投票所　千葉市美浜区役所３階　３－２・３－３会議室